

砂川市訓令第33号

令和4年5月27日

砂川市児童手当事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

## 砂川市児童手当事務取扱要綱の一部を改正する訓令

砂川市児童手当事務取扱要綱（平成27年訓令第61号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第11条第1項又は第2項」を「第14条第1項又は第2項」に改める。

第10条中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。